

令和4年度狛江市市民福祉推進委員会
第2回高齢小委員会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和4年8月18日(木) 18:00～19:30

ハイブリッド形式で開催(会場:防災センター402・403会議室)

◇参加者

構成員:高橋信幸委員長、小楠寿和委員、勝田和行委員、田中麗子委員、長谷川泰委員、石黒昌和委員、
末田千恵委員、大橋晃太委員、堀越照通委員、大谷美樹委員

事務局:福祉政策課長、福祉政策係長、高齢障がい課長、高齢者支援係長、介護保険係長

◇目的

- ・次期高齢者保健福祉計画の方向性について意見をいただく。
- ・高齢者保健福祉計画令和3年度進捗管理報告書を確定する。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	報告 狛江市第5次地域福祉計画等策定について	令和4年7月25日に開催された市民福祉推進委員会において、市長から諮問された「狛江市第5次地域福祉計画等策定について」及び小委員会への審議の委任について報告する。	資料1	10分
2	審議 次期高齢者保健福祉計画の方向性について	狛江市第5次地域福祉計画等策定の概要について説明するとともに、国の動向を確認し、それを踏まえて、次期高齢者保健福祉計画の方向性について意見をいただく。	資料2-1 資料2-2 資料2-3 資料2-4	40分
3	審議 高齢者保健福祉計画令和3年度進捗管理報告書(案)について	高齢者保健福祉計画令和3年度進捗管理報告書の「委員からの意見シート」欄について審議し、確定する。	資料3-1 資料3-2	30分
4	その他	前回の会議録(案)の確認を依頼する。 次回の会議について確認をする	資料4 資料5	10分

(裏面あり)

◇資料一覧

【資料1】関係例規抜粋

【資料2-1】第5次地域福祉計画等策定の概要について

【資料2-2】狛江市第5次地域福祉計画等の策定スケジュールについて

【資料2-3】全世代型社会保障構築会議+議論の中間整理（概要）

【資料2-4】国の動向（社会保障審議会介護保険部会資料）

【資料3-1】令和3年度狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理報告書（案）

【資料3-2】委員からのご意見に対する事務局回答

【資料4】令和4年度第1回高齢小委員会会議録（案）

【資料5】令和4年度高齢小委員会全体工程表

○狛江市福祉基本条例（抄）

令和2年3月31日条例第8号

（計画の策定）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項
- （2） 高齢者福祉の推進に関する事項
- （3） 障がい者福祉の推進に関する事項
- （4） 児童福祉の推進に関する事項
- （5） 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第1号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- （3） 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- （4） 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 市は、福祉総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。

5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。

6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第32条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

第7章 推進体制

(市民福祉推進委員会)

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。

(1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。

(2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関すること（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。

(3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○狛江市福祉基本条例施行規則（抄）

平成6年9月6日規則第30号

（委員会の構成）

第21条 条例第32条に規定する市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる委員19人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| （1） 公募による市民 | 5人以内 |
| （2） 高齢者，障がい者，児童，社会福祉等の施設，団体等の関係者 | 4人以内 |
| （3） 保健・医療関係者 | 3人以内 |
| （4） 学識経験者 | 4人以内 |
| （5） 教育長又は教育長を代理する者 | 1人 |
| （6） 市職員 | 2人 |

2 委員会には、前項の委員のほか、必要に応じて2人以内の特別委員を置くことができる。

（委員の任期）

第22条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 特別委員の任期は、3年以内とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、補欠の委員と合わせて補充の委員を委嘱又は任命する場合は、当該補欠の委員の任期と合わせるものとする。

4 前条第1項各号の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなった場合、委員の資格を失うものとする。ただし、新たな委員が選出されるまでの間は委員として在任できるものとする。

（委員長及び副委員長）

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（委員会の招集）

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報等を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第27条 委員会は、条例第32条第3項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項に規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第30条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

(小委員会への付議)

第28条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(準用)

第29条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用する。

(部会)

第30条 小委員会は、事務を効率的に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、小委員会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、小委員会の事務に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 部会には、学識経験者等の有識者を特別部会員として置くことができる。

5 第3項に規定する部会員及び前項に規定する特別部会員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

6 部会員の任期は、小委員会から指示された検討事項について小委員会に報告し、了承を得るまでとする。

7 市長は、部会員のうち、第4項の規定に基づく特別部会員に対しては予算の範囲内で報償を支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第25条及び第26条の規定を準用する。

(委員会の庶務)

第31条 委員会、小委員会及び部会の庶務は、福祉保健部福祉政策課において処理する。

第6章 介護保険推進市民協議会

（設置）

第20条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑、かつ、適切な運営を図るため、狛江市介護保険推進市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第21条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- （1） 介護保険制度の運営の円滑化又は変更に関すること。
- （2） 介護サービスの提供、確保、サービス水準の向上に関すること。
- （3） 介護サービスの基盤整備に関すること。
- （4） 第1号被保険者の保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- （5） 介護認定に関すること。
- （6） 介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関すること。
- （7） 地域密着型サービスに関すること。
- （8） 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- （9） その他介護保険制度に関して必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する所掌事務を処理するほか、介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

（組織）

第22条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| （1） 公募により選出された65歳以上の市民 | 2人 |
| （2） 公募により選出された40歳以上65歳未満の市民 | 2人 |
| （3） 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者 | 2人以内 |
| （4） 狛江市介護認定審査会の代表 | 1人 |
| （5） 居宅サービス事業者の代表 | 2人以内 |

- | | |
|------------------|------|
| (6) 施設サービス事業者の代表 | 2人以内 |
| (7) 学識経験のある者 | 2人 |
| (8) 市職員 | 2人 |

(委員の任期)

第23条 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

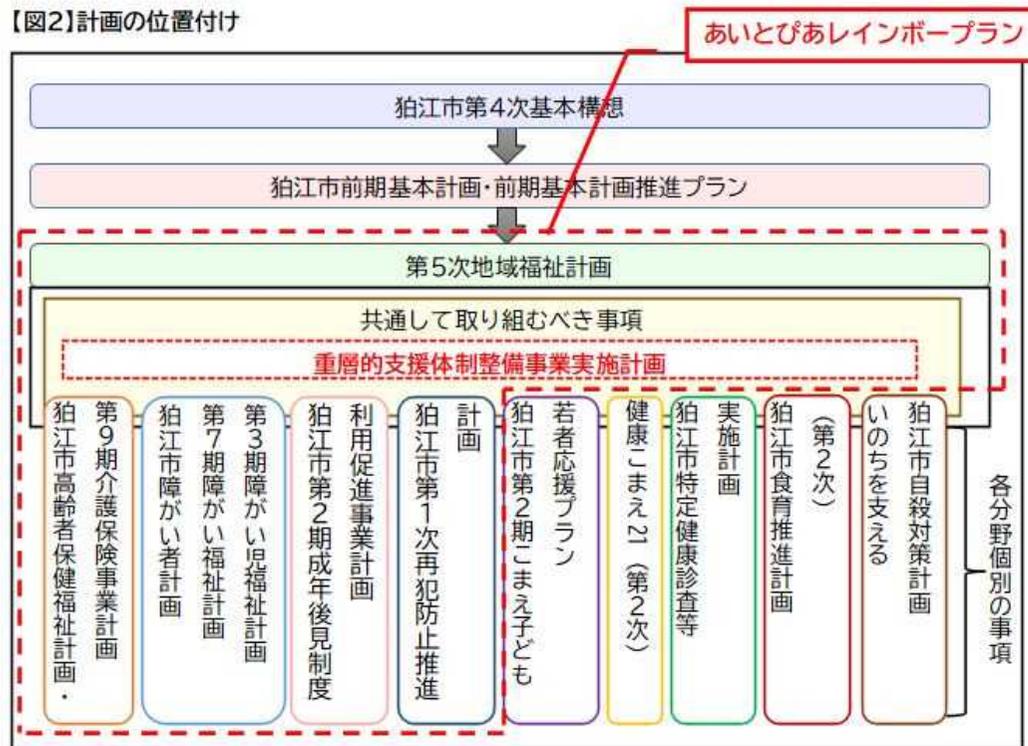
第26条 協議会の会議は、公開する。ただし、第6条に該当する場合は、全部又は一部を公開しないことができる。

1. あいとぴあレインボープランの構成について

計画名	計画期間
狛江市第5次地域福祉計画	令和6年度～11年度
狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～8年度
狛江市障がい者計画・第7障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	令和6年度～8年度
狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画	令和6年度～8年度
狛江市第1期再犯防止推進計画	令和6年度～8年度
第2次重層的支援整備事業実施計画	令和6年度～8年度

2. あいとぴあレインボープランの位置付けについて

【図2】計画の位置付け



- 狛江市第4次基本構想、狛江市前期基本計画の下位計画
- 福祉基本条例で定める「福祉総合計画」の一部（「狛江市第2期こまえ子ども若者応援プラン」、「健康こまえ21（第2次）」も福祉総合計画の個別計画として位置付けられる。相互に連携を図る。）
- 地域福祉計画は地域福祉に関する施策・事業を定める計画であると同時に、分野別の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画
- 重層的支援体制整備事業は地域福祉計画の一事業だが、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画の単なる事業計画にとどまらず、狛江市第5次地域福祉計画等及び福祉総合計画の関連計画に横串を指すような計画として位置付ける。

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

3. あいとぴあレインボープラン改定のコンセプトについて

次の3つを改定に当たってのコンセプトと致します。

- ①重層的支援体制整備事業が円滑に実施できるよう、重層的支援体制整備事業実施計画を中心に、地域福祉計画等を一体的に策定すること。
- ②新型コロナウイルス感染症、SDGs、Society5.0、DX 推進等の新たな政治的、社会的、科学的動向を踏まえた新たな指標を提示し、当該指標を軸に地域共生社会の実現に向けて施策・事業を展開できるよう計画を策定すること。
- ③狛江市職員の働き方改革推進プランを踏まえ、計画の内容の簡素化を図ること。

4. 市民意識調査の概要について

調査項目	調査対象者	調査内容	調査方法	標本数
市民一般調査	18歳以上65歳未満の全市民	①地域福祉に関すること。 ②権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ③ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。 ④再犯防止に関すること。	LoGoフォームによるオンラインアンケート調査 ※調査内容③④についてはアンケート調査後のヒアリング調査等も検討中 ※外国人の方向けのやさしい日本語版も作成予定	51,314人 （令和4年5月末時点）
子ども市民調査	小学校4年生以上中学校3年生以下の児童生徒	①地域福祉に関すること。 ②権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ③ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。 ④ヤングケアラーに関すること。	LoGoフォームによるオンラインアンケート調査 ※調査内容③④についてはアンケート調査後のヒアリング調査等も検討中	3,202人 （令和4年5月1日時点）

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

4. 市民意識調査の概要について（続き）

調査項目	調査対象者	調査内容	調査方法	標本数
高齢者調査	65歳以上の無作為で抽出した市民	①日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査 ③権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ④再犯防止に関すること。	郵送によるアンケート調査	①、②各750人程度
障がい者等調査	障がい福祉サービス利用者（全数） 難病患者（無作為抽出） 自立支援医療受給者（無作為抽出） 医療的ケア児（全数） 障がい者支援団体（市にて抽出）	①障がい福祉サービスに関すること。 ②難病に関すること。 ③医療的ケアに関すること。 ④権利擁護支援・成年後見制度利用促進に関すること。 ⑤ひきこもり状態にある方へのニーズに関すること。 ⑥再犯防止に関すること。	郵送によるアンケート調査 ※医療的ケア児及び障がい者支援団体については、ヒアリング調査、グループインタビュー調査等も検討中	障がい福祉サービス利用者約700人 難病患者約200人 自立支援医療受給者約100人 医療的ケア児約15人 障がい者支援団体約20団体

※調査の分析に当たっては、テキストマイニング等A I 技術を活用した新たな効果的な分析手法についても検討中

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

5. あいとぴあレインボープラン案の策定のフロー

調査・分析

- ・ 市民意識調査・分析
- ・ 統計等資料調査・分析

現状・課題

- ・ 現状の整理、課題の抽出
- ・ 地域共生社会の実現に向けた指標の検討
- ・ 指標を実現するための取組の方向性の検討

基本理念・目標

- ・ 基本理念の検討
- ・ 基本目標の検討

施策・事業

- ・ 施策（重点施策）の検討
- ・ 重点施策の指標の検討
- ・ 事業の検討

第5次地域福祉計画等（あいとぴあレインボープラン）策定の概要について

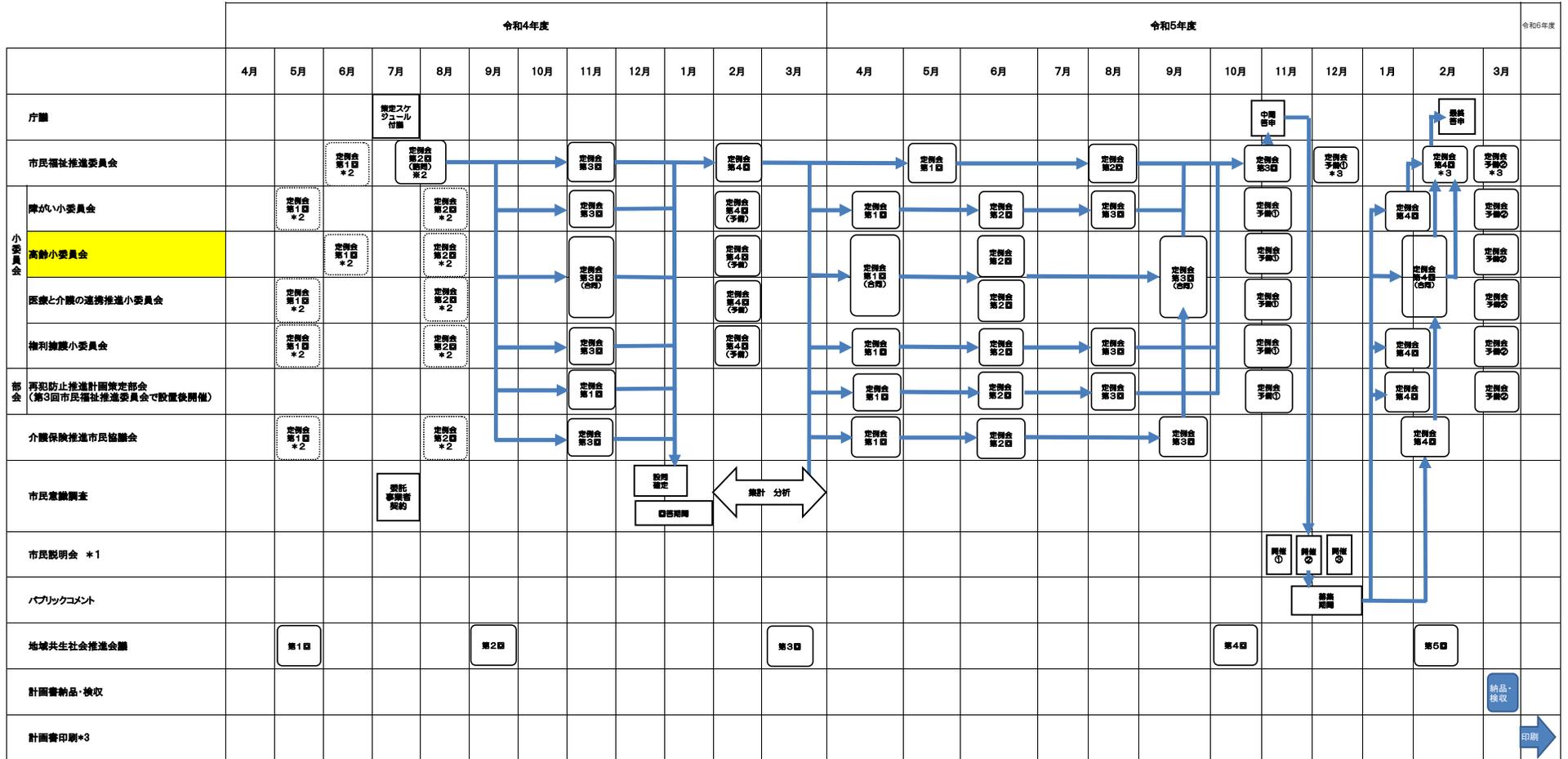
6. 計画書の構成案

編番号	分野	構成案
第1編	はじめに	第1章 計画の概要 第2章 計画改定の考え方
第2編	第5次地域福祉計画	第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第3編	第2次重層的支援整備事業実施計画	第1章 重層的支援整備事業を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第4編	第2期成年後見制度利用促進事業計画	第1章 権利擁護を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第5編	第1期再犯防止推進計画	第1章 犯罪や再犯防止を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第6編	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	第1章 高齢者保健福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 計画の推進に向けて
第7編	障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児計画	第1章 障がい者（児）福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 施策・事業の体系・取組み内容 第4章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み 第5章 計画の推進に向けて
第8編	資料編	

7. あいとぴあレインボープラン策定のスケジュール（資料2-2のとおり）

狛江市第5次地域福祉計画等の策定スケジュールについて

資料2-2



*1:市民説明会は3回実施し、うち市民フォーラム実施回のみ参加する。
 *2:各委員会の第1回・第2回小委員会では現行計画の進捗管理等を行う(計画改定委託事業者は参加しない)。
 *3:計画書印刷は庁内印刷で令和6年度に実施する。

全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理（概要）

1. 全世代型社会保障の構築に向けて

《課題と目指すべき方向》

- 「成長と分配の好循環」の実現のためには、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要。
- 社会保障の担い手を確保するとともに、男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」として、「子育て・若者世代」への支援や、「社会経済の変化に即応した社会保障制度」の構築が重要。
- 包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断、格差、就労の歪みが生じないようにすべき。これにより、中間層を支え、厚みを増すことに寄与。

《今後の取組》

- 短期的及び中長期的な課題について、「時間軸」を持って、計画的に取り組む。「地域軸」も意識。
- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、能力に応じて皆が支え合い、人生のステージに応じて必要な保障を確保することが基本。
- 世代間対立に陥ることなく、国民的な議論を進めながら対策を進めていくことが重要。

2. 男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援

- 今なお子育て・若者世代は、「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られる状況が多い。「仕事と子育ての両立」の実現のため、早急に是正されるべき。
- このため、①妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築、②働き方や子どもの年齢に応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育など多様な両立支援策を誰もが選択し、利用できる環境の整備が望まれる。

- 改正育児・介護休業法による男性育休の推進、労働者への個別周知・意向確認のほか、保育サービス整備などの取組を着実に推進。
- 子育て・若者世代が不安を抱くことなく、仕事と子育てを両立できる環境整備のため更なる対応策について、国民的な議論を進めていく。
- こども家庭庁の創設を含め、子どもが健やかに成長できる社会に向け、子ども・子育て支援の強化を検討。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- 働き方の多様化が進む中、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進めることが必要。
- 勤労者皆保険の実現に向けて取り組んでいくことが必要。



- 令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討。
- フリーランスなどについて、被用者性等をどう捉えるかを検討。その上で、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討。
- 女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制、企業の諸手当などについて働き方に中立的なものにしていく。

4. 家庭における介護の負担軽減

- 今後、要介護高齢者が大幅に増加し、単身・夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下が予想される。
- 介護についても、仕事との両立が重要。
- 認知症の人の増加など。



- 圏域ごとの介護ニーズを踏まえたサービスの基盤整備、在宅高齢者について地域全体での基盤整備。
- 介護休業制度の一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応。
- 認知症に関する総合的な施策を更に推進。要介護者及び家族介護者等への伴走型支援などの議論を進める。ヤングケアラーの実態を把握し、効果的な支援策を講じる。

5. 「地域共生社会」づくり

- 孤独・孤立や生活困窮の人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送れる「**地域共生社会**」づくりに取り組む必要。
- 「**住まい**」をいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題。制度的な対応も含めた検討が求められる。



- ソーシャルワーカーによる相談支援、多機関連携による総合的な支援体制。分野横断的な取組を進める。
- 住民に身近な地域資源を活用しながら、**地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」**を強化。
- **住まい確保の支援のみならず、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含め検討**。その際には、**空き地・空家の活用**やまちづくりなどの視点も必要。

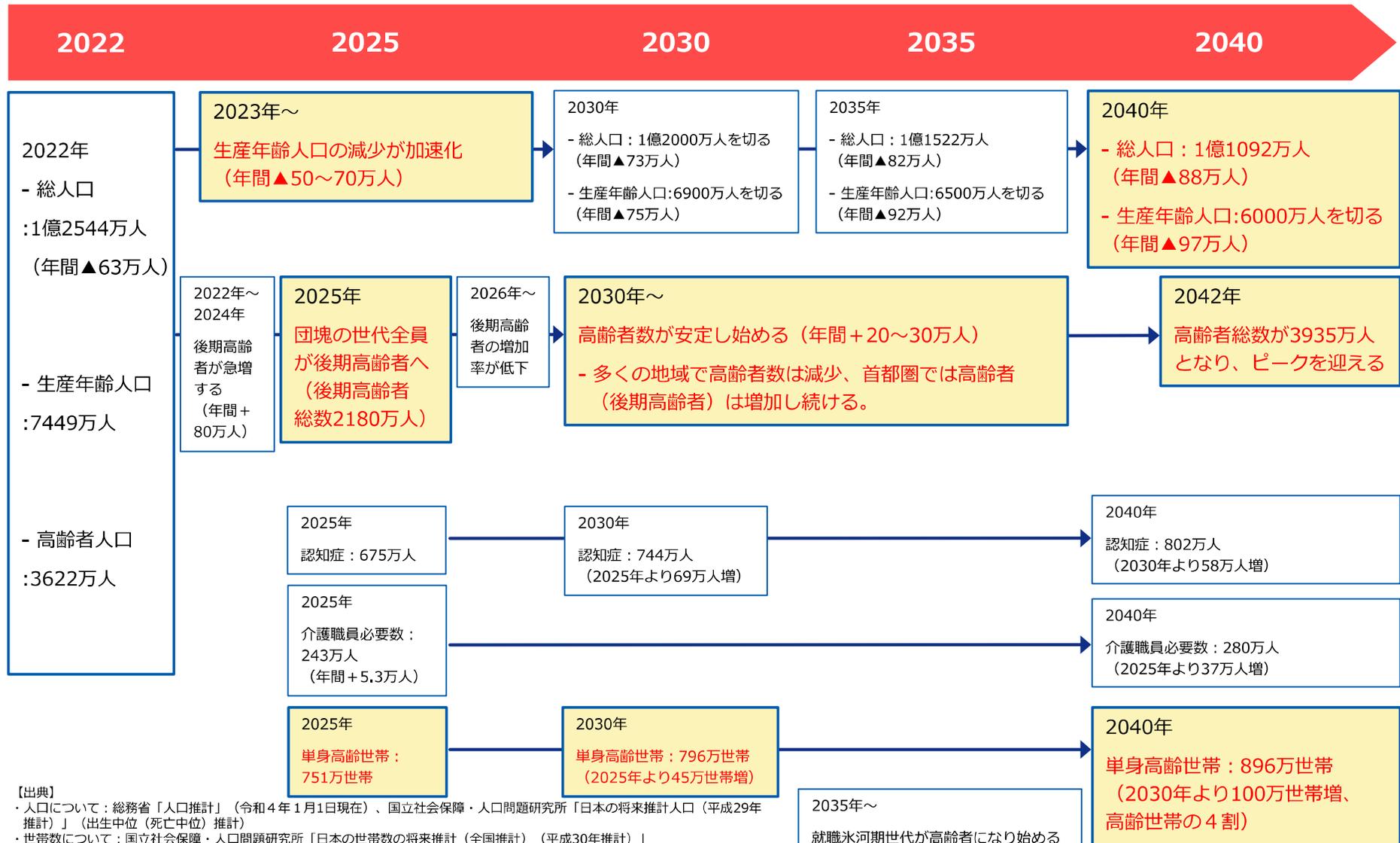
6. 医療・介護・福祉サービス

- 今後の高齢化の進展とサービス提供人材の不足を踏まえると、**医療・介護提供体制の改革**や社会保障制度基盤の強化は必須。
- コロナ禍により、地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかる課題に直面。**機能分化と連携を重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべき**。
- データの連携、総合的な活用は、社会保障の各分野におけるサービスの質の向上等に重要な役割を果たす。
- サービスの質の向上、人材配置の効率化、働き方改革等の観点。



- 「**地域完結型**」の提供体制の構築に向け、**地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備**などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて着実に推進。
- **かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の改革を推進**。
- **地域医療構想**について、第8次医療計画策定とあわせて議論を進める。さらに2040年に向けバージョンアップ。
- **データ活用**の環境整備を進め、**個人・患者の視点に立ったデータ管理**を議論。社会保障全体のDXを進める。
- ICTの活用、費用の見える化、**タスクシェア・タスクシフティング**や経営の大規模化・協働化を推進。

(参考) 2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



【出典】

- ・人口について:総務省「人口推計」(令和4年1月1日現在)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)
- ・世帯数について:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30年推計)」
- ・認知症について:厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(研究代表者:二宮利治(平成27年3月))。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。
- ・介護職員数の必要数について:市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

社会保障審議会
介護保険部会（第93回）

令和4年5月16日

~~資料1~~

今後の検討の進め方について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

検討の進め方について①

- 前回の制度改革に向けた本部会では、地域共生社会の実現と2040年への備えという観点から、
 - ・ 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
 - ・ 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）
 - ・ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
 - ・ 認知症施策の総合的な推進
 - ・ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新を主な柱として、制度見直しに向けた報告を行った。

- 次期制度改革に向けては、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、
 - ・ 2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、
 - ・ 介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保するという視点に基づきつつ、過去の部会報告や全世代型社会保障構築会議での論点、前回の部会でのご意見等を踏まえ、例えば次頁に掲げるような点について順次議論することとしてはどうか。

検討の進め方について②

当面検討を行う論点

◎地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- ・在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援
- ・医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進
- ・認知症施策、家族を含めた相談支援体制
- ・地域における介護予防や社会参加活動の充実
- ・保険者機能の強化

◎介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

◎給付と負担

◎その他の課題

※検討項目については、今後の議論に応じて見直す。

あいとぴあレインボープラン
狛江市高齢者保健福祉計画
進捗管理（案）

令和3年度報告書（案）

目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	2
2	本報告書の構成	2
3	進捗評価の方法	2
4	進捗評価の流れ	5
第1章	進捗管理シート	7
第2章	委員会からの意見シート	14

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和2年3月にあいとぴあレインボープラン（狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）（以下「本計画」という。）を策定し、「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた8つの基本目標を設定いたしました。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会高齢小委員会で、本計画のうち狛江市高齢者保健福祉計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。なお、本計画のうち第8期介護保険事業計画の進捗状況の把握や評価については、狛江市介護保険条例第20条の規定により設置された狛江市介護保険推進市民協議会において行うこととします。狛江市高齢者保健福祉計画は、第8期介護保険事業計画と一体的に策定しているため、進捗状況の把握や評価に当たっては、整合性を図りながら行ってまいります。

2 本報告書の構成

（1）進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業や拡充する事業について、当該年度に実施したことを「Do（実行）」の欄に、事業を実施するに当たっての課題及び改善点を「Act（事業を実施するに当たっての課題及び改善点）」の欄に記載し、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3（2）で示す基準に従い「Check（評価）」の欄に記載します。

（2）委員会からの意見シート

（1）の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会高齢小委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおり評価基準とします。

(1) 評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3(2021)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業aについては、令和4(2022)年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3(2021)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和4年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に遡って実施できない年次目標の場合には、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和5年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

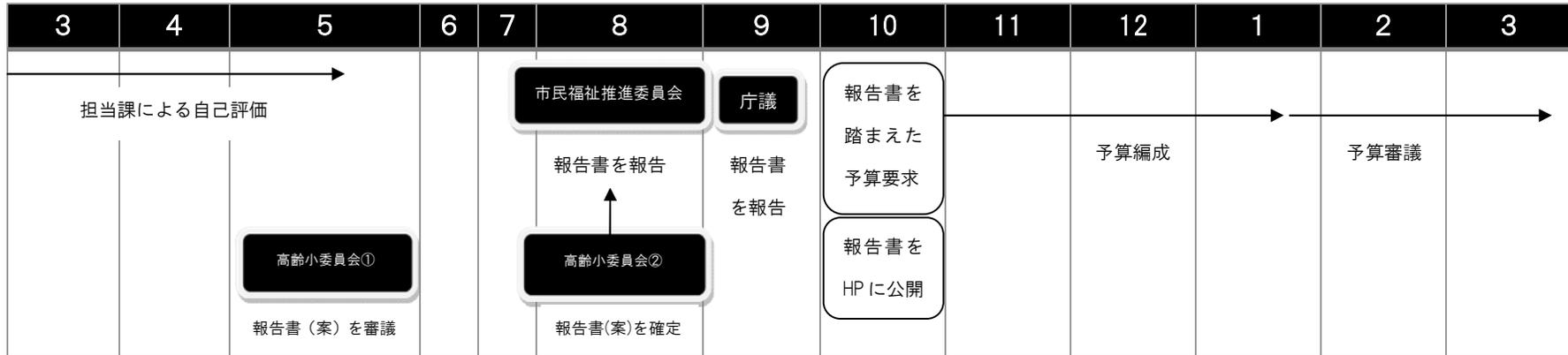
この場合、令和5(2023)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度及び令和4(2022)の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5(2023)年度に令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

4 進捗評価の流れ

令和3年度の狛江市高齢者保健福祉計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会高齢小委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。



第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策	Plan (主な事業内容)	担当課 ²	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
1	地域資源の育成								
	(1)	【新規】医療・介護・地域資源マップシステムを用いて地域包括ケアシステムを支える地域資源を育成します。					A		
	a	医療・介護・地域資源マップシステムを用いて、立ち上げ初期の地域資源の情報発信基盤を確保します。	高 ³	129	-	情報発信基盤の確保に繋げるため、利用者が求める情報が容易に取得できるよう、医療・介護・地域資源マップシステムの改修を行い、検索機能の向上を図った。		情報発信基盤確保の基となる医療・介護・地域資源情報の更なる整備に取り組む。	

²「担当課」欄に複数課が記載されている場合は、黒背景白字が「主担当」、白背景黒字が「主担当以外の関係部署」とする。複数課を記載する場合の順序は、狛江市組織規則（平成20年規則第3号）別表第1の順序とする。

³高…高齢障がい課

基本 目標	施策	Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
2	社会参加と地域貢献による生きがいづくり								
	(1)	【新規】生きがいポイントを利用した小さな社会参加で自己実現の機会を創出します。					A		
	a	ボランティアや特定のイベント等、自己の関心のある事業に参加して自己実現を図り、かつ、その活動に対するポイントが付与されることによるインセンティブで更なる意欲を高める仕組みを実現します。	高	130	-	インセンティブ(ポイント)が付与されるスマートフォン専用アプリを活用した新たな仕組みを構築した。 健康増進活動等への参加によるポイント付与及び活動イベントの周知に努めたことで、徐々に参加者は増加している。		引き続き、生きがいポイント事業の周知を行うとともに、インセンティブ(ポイント)の付与対象となる活動イベント・地域貢献等の拡充及び地域資源の発掘に努める。	

基本 目標	施策	Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
2	社会参加と地域貢献による生きがいづくり							
	(2)	【新規】 ころ潤う、人とつながる高齢者の出会いの場を提供します。					D	
	a	一緒に楽しめるパートナーを探している人、異性がいる場に出席することにより張り合いができて元気になりたい人等の出会いの場を設けます。気軽に継続的に参加しやすい仕組みを作ります。	高	130	-	出会いの場及び参加しやすい仕組み作りについては、主管課において、交流の場の開催方法等の検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、年次目標どおりの進捗ができなかった。 またニーズ把握についても同様の理由で年次目標どおりの進捗ができなかった。		新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視するとともに、交流の場の開催実現に向けた関係機関等との調整、参加対象者への周知を図る。 コロナ禍においても実施可能な手段・方法を模索し、出会いの場の設置、ニーズの把握に取り組む。

基本 目標	施策	Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
4	日常生活支援の充実							
	(1)	【新規】地域課題検討会議を中心に、既存の会議組織を再編し、施策につながる小さな成果を確実に集めることができる仕組みづくりを進めます。					A	
	a	地域課題検討会議を中心に、各会議体の機能を整理・再編の上、議論・検討結果を集約し、施策化につなげます。	高	134	-	地域課題検討会議を中心に、階層式の会議体体制を構築した。個別ケア会議等から吸い上げた課題を順次、階層別の各会議体で議論し、最終的には上層階の会議体へ上げることで施策化につなげる。		試行的に行われてきた会議運営を集約機能が的確に機能するよう取り組み、本格実施へと移行する。

基本 目標	施策	Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
6	認知症バリアフリー社会を創る								
	(1)	【新規】認知症サポーターを支援するチームオレンジを創設します。					A		
	a	「チームオレンジ」を創設し、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築します。	高	138	-	従前、開催毎に完結していた認知症サポーターステップアップ講座を、内容を含め再構築し、連続講座（全3回）として開催した。 認知症サポーターステップアップ講座の受講修了者の登録制を導入した。		講座内容については、実際にチームオレンジのチーム員として活動できる内容へ、段階的に移行する。 登録者名簿の管理については、認知症サポーター養成講座修了者との一元管理に取り組む。	

基本 目標	施策	Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
7	介護保険制度の円滑な運営							
	(2) 【拡充】介護サービスの質の向上を図ります。						D	
	a	地域密着型サービスの利用を促進します。	高	141	-	地域包括支援センターが主催する事例検討会において、中重度の方を取り上げ、在宅生活を継続するためのサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の有効性を認識していただくことを想定していたが、いずれのサービスについても、市内唯一の事業所が令和3年度は休止又は廃止状態となったことや、オンライン形式による研修実施のノウハウが確立していなかったことに加え、事例検討会の開催数がコロナ禍により減少したことなどから、実現に至らなかった。		事業者を公募し、サービスの提供基盤の整備に努めていく。とりわけ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護共に、全国でも運営事業者数が少ないため、都内及び川崎市で運営実績のある事業者に狛江市の公募状況を周知し、幅広く募集していく。 また、事例検討会については、民間の居宅介護支援事業者と協働で実施しているため、オンライン形式のノウハウを蓄積・共有し、安定的に実施できる体制を構築していく。

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策	委員会からの意見
1	<p>地域資源の育成</p> <p>(1) 【新規】医療・介護・地域資源マップシステムを用いて地域包括ケアシステムを支える地域資源を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの機能が十分に使われていないと感じる。一方で、情報の内容の妥当性・更新を定期的を確認する必要性もある。情報を掲載したり更新していくことは、手間がかかり負担もあるかもしれないが、システムの機能を活用する工夫をしてみたい。 ・ 「検索機能の向上を図った」ことは大変評価できる。今後の課題としては「情報の更なる整備」はもちろんのこととしても、このマップを地域アセスメント表として、地域の社会資源、地域の強み・特徴・改善課題などを考えていく上でも活用できる方向性も考えてみてはどうか。 ・ 2-(1)-a との連動として、「生きがいポイント」の付与対象となる活動イベント情報をここに掲示して見てはどうか。 ・ アクセス数の向上につながるよう広報活動を継続して欲しい。同時に、介護・医療関係者へもシステムの活用について周知して欲しい。システムに登録されている事業者が、自身の情報を積極的に発信していくようになるとよい。

基本 目標	施策	委員会からの意見
2	<p>社会参加と地域貢献による生きがいづくり</p> <p>(1) 【新規】生きがいポイントを利用した小さな社会参加で自己実現の機会を創出します。</p> <p>(2) 【新規】こころ潤う、人とつながる高齢者の出会いの場を提供します。</p>	<p>・高齢者のスマートフォン専用アプリの利用率は、それほど高くないと思うが、ポイントの付与は副次的な効果があると思うので継続して実施していただきたい。</p> <p>・参加者が徐々に増加してきたことは評価できる。もっとも、参加者や活用者が限られているようであり、周知方法に一層の工夫が必要である。また、多くの方が参加できるよう関係団体にも協力を求めて欲しい。</p> <p>・今後は、高齢者の参加を促す取組が重要だと思う。来年度から、参加者数の推移等の実績も示していただくと分かりやすい。</p> <p>・新たな出会いの場づくりは、オンラインでは難しいと思う。コロナ禍がすぐに解消されるとは思えない中、どのような形であれば開催できるかの検討が必要になると考える。高齢者の生活を豊かにする視点から、関心のあるテーマを設定して実施していくのがよいのではないか。</p> <p>・とても斬新な試みだと思う。個人間のトラブルが発生しないような実施方法を模索して欲しい。</p> <p>・老人会の活動との連動ができないか。</p>

基本 目標	施策	委員会からの意見
4	<p>日常生活支援の充実</p> <p>(1) 【新規】地域課題検討会議を中心に、既存の会議組織を再編し、施策につながる小さな成果を確実に集めることができる仕組みづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3層の会議体が有機的につながって、個別課題から施策化の報告性が見えてくることは素晴らしいことである。「課題の改善点」に書かれているように「議論・検討結果を集約し、施策化に繋げる」ことができるだけ速やかに進むよう、期待する。 ・ 地域包括支援センター職員や介護支援専門員も忙しい状況にあると思うが、地域ケア会議は地域包括ケアシステムの要となると思うので、出来上がった仕組みが動くよう運用上の協力を継続してほしい。 ・ 出発点にある「個別ケア会議」の開催、運営の定例化、定着化を進めて欲しい。 ・ 「介護予防等による地域づくり推進員連絡会」と「介護支援専門員連絡会等」については、具体的な運営を明確にする必要があると考える。

基本 目標	施策	委員会からの意見
6	<p>認知症バリアフリー社会を創る</p> <p>(1) 【新規】認知症サポーターを支援するチームオレンジを創設します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポーター活動の任意性は維持しつつ、地域づくりの具体的活動へ展開させる構想を描く必要がある。狛江市の地域の実情に合った構想を描いて欲しい。「チームオレンジ」の個々のメンバーが、1日も早く一人ひとりの認知症高齢者と具体的に繋がり、援助を展開できるよう、システム化が進むことを期待する。 ・ 市域での研修や講座の企画と実施も重要と考えるが、広域での研修や講座も定例的に開催されていると思うので、周知や情報の提供をお願いしたい。 ・ 講座を開催したことだけでなく、人数等の実績も示してもらえると分かりやすいと思う。

基本 目標	施策	委員会からの意見
7	<p>介護保険制度の円滑な運営</p> <p>(2) 【拡充】介護サービスの質の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービスの基盤整備がなかなか進まないことは残念に思う。小規模な事業展開が事業者にとってなかなか難しいということもあるのだろうが、市民全体の意識として入居施設サービスに過度に依存するのではなく、要介護になっても在宅サービスや地域サービスを活用して、可能な限り自宅で、地域で支えて、普通の生活を送ることができるようにしていくという意識の醸成、行政の施策展開も欠かせないのではないかと。 ・ 事業者の誘致はなかなか難しい状況だと思うが、現状の公募方法以外でより効果的な周知方法があれば検討して欲しい。 ・ 小規模多機能型居宅介護は、在宅介護を支える貴重なサービスなので、狛江市でも提供して欲しい介護保険サービスである。しかし、事業者側から見ると難易度が高く採算性が低いため、簡単には参入できない。そのことが、これまでの導入経過に表れているのだと思う。特段のインセンティブを付加した公募、誘致策も検討してみたい。また、公募に向けて、実績があり長期的に運営できるような事業者へ更に働きかけて欲しい。

刊行物番号〇〇〇-〇〇

あいとぴあレインボープラン
(狛江市高齢者保健福祉計画)

進捗管理

令和●年度報告書

令和●年●月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格 ●円

委員からのご意見及び対応について

ページ	施策	ご意見	対応
10	【新規】こころ潤う、人とつながる高齢者の出合いの場を提供します。	性的多様性や性的マイノリティーの課題が大きく取り上げられてきている現在において、LGBTQ への配慮として、「異性がいる場に」という表現はいかかなものだろうか。同性・異性問わず、人と人が交流でき、生き生きできる場づくりとしての開催が望まれる。	主な事業内容の表記につきましては、計画の事業内容となっておりますので、修正することはできませんが、事業の実施に当たっては、より幅広い交流の場となるよう検討していきます。
11	【新規】地域課題検討会議を中心に、既存の会議組織を再編し、施策につながる小さな成果を確実に集めることができる仕組みづくりを進めます。	<p>仕組みづくりについては、まだまだこれからの印象がある。積み上げが必要であると考えます。</p> <p>再編された会議体体制が、あいとぴあレインボープランの161ページに図3-35として描かれているが、「地域ケア会議」ガイドライン（2017年度修正版）に反映し、更新しておく必要があるのでは。</p>	<p>試行実施及び今後の開催状況を踏まえて、積み上げを進めていきたいと考えております。</p> <p>令和2年3月に「狛江市地域ケア会議運営の手引き（2019年度版）」として、会議体構成図の一部を加え、改訂しております。次期改訂時には、会議体体制図の全貌を反映させる予定です。</p>

令和4年度市民福祉推進委員会
第1回高齢小委員会会議録（案）

- 1 日時 令和4年6月3日（金）午後6時～午後6時35分
- 2 場所 ウェブ方式
- 3 出席者 高齢小委員会
委員長 高橋 信幸
副委員長 小楠 寿和
委員 勝田委員 田中委員 長谷川委員 石黒委員
末田委員 堀越委員 大谷委員
- 事務局 福祉政策課長 (佐渡 一宏)
福祉政策課福祉政策係長 (小嶋 諒)
高齢障がい課長 (高橋 治)
高齢障がい課高齢者支援係長 (保田 朋信)
- 4 欠席者 大橋委員
- 5 傍聴者 1名
- 6 資料 【資料1】あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理令和3年度報告書（案）
【資料2】高齢小委員会名簿
【資料3】令和4年度高齢小委員会全体工程表
【資料4】令和3年度第3回高齢小委員会会議録（案）
- 7 議題 議題
審議 あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理
令和3年度報告書（案）について
その他
- 8 議事
○開会
(高橋委員長)
こんばんは。令和4年度第1回目の高齢小委員会にご参加くださりまして、ありがと

うございます。前はハイブリッド方式だったのですが、今回は会場が取れなかったということで、ウェブ方式です。議事進行中は音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言をされる際には、画面で見えるように手を挙げていただいて、オファーをかけてください。

では、定刻になりましたので始めます。本日欠席のご連絡は事務局に先ほど確認しましたら、どなたからもいただけていないということです。

議事に入る前に、4月の人事異動ということで、事務局に変更があったようなので、事務局の方からご紹介をお願いします。

(事務局)

皆様、こんばんは。本日もよろしくお願ひいたします。

4月1日付けの人事異動により、事務局に変更がありました。高齢障がい課長が、加藤から高橋に代わりましたので、自己紹介させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(高橋課長より一言挨拶)

(高橋委員長)

では、資料の確認の方を事務局からお願いします。

(事務局)

資料の説明をさせていただきます。画面共有いたします。

【資料1】 あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理令和3年度報告書(案)

【資料2】 高齢小委員会委員名簿

【資料3】 令和4年度高齢小委員会全体工程表

【資料4】 令和3年度第3回高齢小委員会会議録(案)

以上となります。よろしくお願ひいたします。

(1) 審議事項 あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理令和3年度報告書(案) について

(高橋委員長)

それでは議事に移りたいと思います。

審議事項は一つだけです。あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗

管理令和3年度事業報告書（案）についてです。事務局から画面に出しながら説明をお願いします。

（事務局）

では資料1をご覧ください。あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理令和3年度報告書（案）です。

4ページをご覧ください。4ページ目に進捗管理、本報告書の構成、進捗評価の方法の3つについて記載をしています。本報告書案ですが、事業別に令和3年度に実行いたしました内容、その評価、そして課題及び改善点が記載されました、9ページからの進捗管理シートと、高齢小委員会からいただいた意見を記載いたします、15ページからの委員会からの意見シートの2つに分かれています。評価基準につきましては、5ページ目にありますとおり、AからDまでの評価基準を設けております。

例1について説明いたします。施策1の中に、事業がa、b、c、dと4つあった場合ですが、この場合aが達成、bが未達成、cが未達成、dが達成ということで、達成率が50%ということになりますので、上の（2）の表にあります、当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標が、40%以上70%未満であるということから、B評価を行うという形で評価をしております。それではこの評価基準に基づいて、10ページ目以降について説明いたします。

では10ページ目をご覧ください。「医療・介護・地域資源マップシステムを用いて、立ち上げ初期の地域資源の情報発信基盤を確保します。」については、システムの改修を行いまして、検索機能の向上を図ったため、評価をAといたしました。今後の課題及び改善点といたしましては、医療介護地域資源情報のさらなる整備に取り組んで参ります、としております。

続きまして11ページです。「ボランティアや特定のイベント等、自己の関心のある事業に参加して自己実現を図り、かつ、その活動に対するポイントが付与されることによるインセンティブで更なる意欲を高める仕組みを実現します。」については、スマートフォンのアプリを活用いたしまして、健康増進活動等への参加により、ポイントが付与される新たな仕組みを構築いたしました。この仕組みや活動イベントの周知に努めたことで、参加者も徐々に増加しており、評価をAといたしました。今後の課題及び改善点といたしましては、引き続き事業の周知を行うとともに、ポイント付与対象となる活動イベントや、地域貢献等の拡充及び地域資源の発掘に努めて参ります、としております。

続きまして12ページです。「一緒に楽しめるパートナーを探している人、異性がいる場に出席することにより張り合いができて元気になりたい人等の出会いの場を設けます。気軽に継続的に参加しやすい仕組みを作ります。」については、出会いの場及び参加しやすい仕組みづくりの検討を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に

伴いまして、年次目標通りの進捗ができませんでした。また、ニーズ把握についても同様の理由で年次目標通りに進捗ができておりません。これらのことから、評価Dといたしました。今後の課題及び改善点ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、交流の場の開催実現に向けまして、関係機関等々の調整や対象者への周知を図って参ります。また、コロナ禍においても実現可能な手段を模索いたしまして、出会いの場の設置やニーズの把握に取り組んで参りたいと考えております。

続きまして13ページ目です。「地域課題検討会議を中心に、各会議体の機能を整理・再編の上、議論・検討結果を集約し、施策化につなげます。」こちらについては、地域課題検討会議を中心に、階層体制を構築いたしました。個別ケア会議等から吸い上げた課題を、階層別の会議体で議論いたしまして、最終的に上層階の会議体に上げることで、施策化につなげます。このため評価をAといたしました。今後ですが、試行的に行われてきました会議運営を集約機能が的確に機能するように取り組みまして、本格実施へと移行して参ります。

14ページ目をご覧ください。「『チームオレンジ』を創設し、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築します。」については、今まで開催ごとに完結していた認知症サポーターステップアップ講座を全3回の連続講座といたしまして、内容も含めて再構築いたしました。また、認知症サポーターステップアップ講座の受講修了者の登録制を導入いたしまして、これらのことから、評価をAとしております。今後、講座内容につきましては、実際にチームオレンジのチーム員として活動できる内容へ段階的に移行して参ります。また、受講修了者の登録者名簿の管理につきましては、認知症サポーター養成講座修了者との一元管理に取り組んで参りたいと考えております。

続きまして15ページです。「地域密着型サービスの利用を促進します。」について、地域包括支援センターが主催し、民間の居宅介護支援事業者も参加する事例検討会において、在宅生活を継続するためのサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護が有効であることを周知いたしまして、サービスの利用促進につなげることを予定しておりました。しかし、令和3年度において市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が休止状態となり、小規模多機能型居宅介護事業所は廃止となりました。また、オンライン形式による研修実施のノウハウが確立していないことや、事例検討会の開催数が減少したこと、これらを踏まえて、サービス利用促進が実現できなかったことから、評価をDとしております。今後の課題及び改善点といたしましては、まずサービス提供基盤の整備に努めて参ります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と、小規模多機能型居宅介護、それぞれの事業者を公募いたしますが、両サービスとも、全国で運営している事業者が少ないという状況がございますため、都内及び川崎市で運営実績のある事業者に、狛江市の公募状況を周知いたしまして、幅広く募集をして参りま

す。

以上が進捗管理シートの説明です。

続きまして、委員会からの意見シートについて説明いたします。

17 ページをご覧ください。進捗管理シートの説明をさせていただきましたが、こちらを踏まえまして、委員の皆様からのご意見をいただき、いただいたご意見につきまして、委員会からの意見欄に取りまとめて記載をさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中お手数でございますが、6月17日の金曜日までにお電話、メール等でご意見をいただきたくお願い申し上げます。

今後の流れですが、次回、いただいたご意見を委員会からの意見欄として記載いたしました報告書をご審議いただき、報告書として確定したいと考えております。

以上が、狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理令和3年度報告書案の説明となります。よろしく願いいたします。

(高橋委員長)

はい。ありがとうございます。高齢者保健福祉計画の令和3年度の進捗管理の報告書の案について説明がありました。最終的には6月17日までに、電話あるいはメール等で意見を出してくださいということなのですが、事前に資料を送られてきてありますので、この場でのご意見・ご質問がありましたら、どうぞ遠慮なく出していただきたいと思います。ご意見・ご質問がある場合には、挙手をお願いします。

(勝田委員)

勝田です。2番の(1)の生きがいポイントについて、私もこういう制度があるということ存じ上げているのですが、ポイントを付与されている人は、どのぐらいの人数いらっしゃいますか。

(事務局)

高齢者支援係長の保田です。この事業は昨年2月から実施し、広報等で周知をしていますが、まだご存知ない方もいらっしゃることは、今後の課題として認識しているところです。現在、登録者数は100名弱です。実際に活用していただいている方の人数については、確認して後日回答いたします。

(高橋委員長)

よろしいでしょうか。

(勝田委員)

仕組みづくりとしてはAだと思いますが、具体的な利用者数が増えないと意味があまりないように感じます。その辺りについて、周知の度合を記載する等、何か記載があると良いと思います。また、活動や参加者について様々なところで広報をしていただけたら良いのではないかと思います。

(高橋委員長)

他の方がいかがでしょうか。

(特になし)

(高橋委員長)

特にこの場でないようでしたら、17日までにということで、まだ少し時間がありますので、じっくり読み込んでいただいて、ご回答いただければと思います。6月17日金曜日までということですので、ぜひ、ご意見等お願いします。

そういうことで、皆さんよろしいでしょうか。

(了承)

その他、事務局より何かありますか。

2) その他

(事務局)

繰り返しになりますが、6月17日金曜日までに事務局へご意見のご提出をお願いいたします。いただいたご質問については、皆様にも共有させていただいて、返信もさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、資料3をご覧くださいと思います。高齢小委員会の令和4年度の全体工程表となります。新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、通常開催を予定してございます。なお、現在のようなWEB参加も可能でございます。第2回の議事内容といしましては、先ほど申し上げましたが、今回ご検討いただきましたあいとびあ레인ボープラン高齢者保健福祉計画進捗管理令和3年度報告書(案)についてご審議いただきまして、報告書として確定する予定です。それ以降の第3回・第4回につきましては、現在のあいとびあ레인ボープランが来年度をもちまして終了となりますので、次期の計画策定に向けた議論をお願いします。第3回では、次期高齢者保健福祉計画策定に向けた市民意識調査の調査票について、諮らせていただく予定です。第4回では市民意識

調査の調査結果の速報値を説明するという流れで考えております。

次に、資料4をご覧ください。前回の会議録案です。修正点がありましたら、先ほどの議題と同じく、6月17日金曜日までに事務局にメール・電話等でご指摘お願いいたします。

(高橋委員長)

第3回の会議の時に高齢者保健福祉計画の改定に向けた市民意識調査の調査票を出すということですが、前に全体の工程表の中で出ていたかもしれませんが、市民意識調査は、いつからいつまでの間で行うというスケジュールですか。

(福祉政策課長)

市民意識調査ですが、あいとぴあレインボープラン全体の工程表を第1回市民福祉推進委員会でご報告いたしますので、それを踏まえて各小委員会にも、第2回には全体の工程表をお示しする予定です。今の予定では、年末に市民意識調査票を市民の皆様へ郵送等いたしまして、1月中に回収し、その後分析をすることを予定しております。現在、計画等の策定業務を支援していただく事業者の選定に向けた調整等を行っております。それから、次期計画につきましては地域福祉計画も含めた全体の改定になりますので、庁内の体制につきましても、ワーキンググループ等の体制構築を考えております。それも含めて次回、体制が明確になりましたところで、皆様に説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高橋委員長)

毎回、市民意識調査はかなり膨大な質問量になると思います。そして、それを聞くことで何を明らかにしたいのかということが明確ではないと、聞きたいから聞く、知りたいから知るというだけでは済まないの、そういうことを検討することも含めて、11月18日の第3回の会議よりも、可能な限り早く、原案を各委員の皆さんに送っていただければと思います。後で会議までの間に、少し修正があるということになれば、その段階で皆さんにお知らせいただければ良いと思います。全体的な調査票の質問紙の中身については、できるだけ早めに原案を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

(福祉政策課長)

委員長もご承知の通り、恒例の調査につきましては、日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査という、国のベースとなる調査項目があり、それに縛られてしまう部分があります。しかし、プラスアルファで、今回高齢者保健福祉計画の中でどのようなことを計画しやりたいかというところを踏まえて、調査項目をどのようにするのかというこ

とが出てくると思います。その辺りの調査項目につきましては、国のベースとなる調査項目が出てくる前に、市独自として何を聞きたいのかということも庁内でも検討させていただきます。国のベースとなる調査項目は、出てくるのがおそらく9月以降になるので、国のベースとなる調査項目と市独自の調査項目を合わせた調査票について庁内調整を行いまして、委員の皆様にはできるだけ早く情報提供させていただいて、第3回高齢小委員会で実質的な審議ができるような準備を整えて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(高橋委員長)

はい。わかりました。よろしくお願いいたします。

資料4については前回の議事録ですが、これも読んでいただいた上で修正点があれば、6月17日ぐらいを締め切りにして出してもらえばよいですね。

(事務局)

6月17日までに、こちらでも修正点ございましたら、メール・電話等でご連絡をお願いいたします。

(高橋委員長)

はい。わかりました。以上で議事は全ていたしました。委員の皆様で何かご発言があればどうぞ。いかがですか。

(堀越委員)

質問させてください。進捗管理の報告の全体の流れのことで教えていただきたいのですが、報告案の中の7ページに全体の流れを工程表の形で示しているページがありますね。それによりますと、今、審議されている令和3年度の報告案というのが8月には決定するという予定で書かれてまして、その次に10月にその報告書を踏まえた形での予算要求をされるとあって、予算編成にかかるということですが、この予算は何年度予算のことになるのでしょうか。今、もう令和4年度が始まっているわけで、令和3年度の報告というのを同時にやっていて、その報告を踏まえて予算要求するといったら、これは令和5年度の予算という話なのではないでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りでございます。令和5年度の予算に反映させるということです。

(堀越委員)

なるほど。これは物理的に作業上やむを得ないことなのかもしれないけれど、翌年に反映するのではなく、翌々年に反映するというやり方をしてるということですよ。それでよろしいですか。

(事務局)

はい。そうです。システム上、そのような形です。

(高橋委員長)

前年度決算は、9月議会で決算承認になりますよね。事務レベルだと、5月末に出納閉鎖期間が終わり6月に決算原案がまとまるかと思います。前年度の事業をすぐ翌年度に進捗管理の報告を作って反映させるのは物理的に難しいのではないのでしょうか。この進捗管理報告をやりましょうと話したのは大分前になりますが、その時からそういう話であったと思います。

(堀越委員)

そうですよね。すみません。これから意見を述べるのに、自分が、来年度に向けての取組みという意識で書くべきだということを確認させていただきました。少し先の話として書かなければいけないということですね。

(高橋委員長)

そうですね。

(堀越委員)

はい。ありがとうございます。

(高橋委員長)

よろしいですか。事務局もよろしいですか。

(事務局)

はい。

(高橋委員長)

はい。他に、皆さん何かご質問・ご意見ありますか。よろしいでしょうか。

(特になし)

ないようでしたら、少し早めですけれども、今日の会議はこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

それでは、本日の会議はこれで閉会いたします。6月17日までに、ぜひご意見を事務局の方に送ってください。本日はありがとうございました。

(了)

令和4年度高齢小委員会 全体工程表

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容
第1回	令和4年 6月3日(金)	Web 開催	午後6時00分～	-	・高齢者保健福祉計画令和3年度進捗管理報告書の検討
第2回	令和4年 8月18日(木)	通常開催 (Web参加も可)	午後6時00分～	防災センター 402・403 会議室	・高齢者保健福祉計画令和3年度進捗管理報告書の検討・確定
第3回	令和4年 11月18日(金)	通常開催 (Web参加も可)	午後6時30分～	防災センター 402・403 会議室	・次期高齢者保健福祉計画策定に向けた市民意識調査の調査票について ※医療と介護の連携推進小委員会と合同
第4回	令和5年 2月16日(木)	通常開催 (Web参加も可)	午後6時00分～	防災センター 302・303 会議室	・次期高齢者保健福祉計画策定に向けた市民意識調査の調査結果について

※第3回のみ、医療と介護の連携推進小委員会と合同開催のため、開始時間が午後6時30分からとなります。

